

同時発表 国土交通省自動車局

令和2年7月31日

令和2年7月豪雨
関連

自動車検査証等の有効期間の再伸長について

令和2年7月豪雨災害を受け、被災地域に使用の本拠の位置を有する自動車について自動車検査証及び限定自動車検査証並びに被災地域に事業場を置く指定自動車整備事業者が交付した保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間を8月4日まで伸長しているところですが、一部の被災地域においては、いまだ継続検査の受検が困難であることから、これらの有効期間を9月4日まで再伸長することとしました。

1. 令和2年7月豪雨災害の影響により、一部の被災地域に使用の本拠の位置を有する自動車については、いまだ継続検査の受検が困難であることから、道路運送車両法第61条の2の規定に基づき、自動車検査証の有効期間を再伸長するとともに、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」(平成8年法律第85号)第3条の規定に基づき、保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定自動車検査証の有効期間の満了する日についても同様に再延長することとし、本日、公示しました。

2. 措置内容

(1) 自動車検査証

○ 対象地域及び対象となる自動車

- ① 熊本県の対象地域に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間の満了する日が令和2年7月4日から同年9月3日までのもの

【対象地域】

* 熊本県(八代市、人吉市、芦北町、津奈木町、錦町、相良村、山江村、球磨村、あさぎり町)

- ② 大分県の対象地域に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間の満了する日が令和2年7月6日から同年9月3日までのもの

【対象地域】

* 大分県(日田市、由布市、九重町、玖珠町)

○ 伸長後の有効期間満了日

自動車検査証の有効期間の満了する日を、令和2年9月4日まで伸長

○ 継続検査の手続き

対象となる自動車については、令和2年9月4日までに継続検査を受検すれば引き続き自動車をご使用いただけます。

なお、有効期間の伸長による自動車検査証の記載変更の手続きは不要です。

○ 自動車損害賠償責任保険（共済）の手続き（締結手続の特例措置）

継続検査を受検するまでに保険契約期間の終期が到来する保険契約については、継続契約の締結手続きが9月4日を限度として猶予されます。

詳しくは、契約先の自動車損害賠償責任保険（共済）代理店等にご相談ください。

(2) 保安基準適合証及び保安基準適合標章

○ 対象地域及び対象となる自動車

熊本県及び大分県の対象地域に事業場を置く指定自動車整備事業者が当該事業場において交付した保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間の満了する日が令和2年7月6日から令和2年9月3日までのもの

【対象地域】

- * 熊本県（八代市、人吉市、芦北町、津奈木町、錦町、相良村、山江村、球磨村、あさぎり町）
- * 大分県（日田市、由布市、九重町、玖珠町）

○ 延長後の有効期間満了日

保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間の満了する日を、令和2年9月4日まで延長

(3) 限定自動車検査証

○ 対象地域及び対象となる自動車

- ① 熊本県の対象地域に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、限定自動車検査証の交付を受けているものの有効期間の満了する日が令和2年7月6日から令和2年7月17日までのもの

【対象地域】

- * 熊本県（八代市、人吉市、芦北町、津奈木町、錦町、相良村、山江村、球磨村、あさぎり町）

- ② 大分県の対象地域に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、限定自動車検査証の交付を受けているものの有効期間の満了する日が令和2年7月6日から令和2年7月20日

までのもの

【対象地域】

* 大分県（日田市、由布市、九重町、玖珠町）

○ 延長後の有効期間満了日

限定自動車検査証の有効期間の満了する日を、令和2年9月4日まで延長

3. なお、今後の状況に応じ、有効期間の再伸長等を検討してまいります。

運輸と観光で九州の元気を創ります

<お問い合わせ先>

【保安基準適合証及び保安基準適合標章】

九州運輸局 自動車技術安全部 整備課 担当：石井、川下

電話092-472-2537 FAX092-472-2916

【自動車検査証及び限定自動車検査証】

九州運輸局 自動車技術安全部 技術課 担当：後藤、馬場、土屋

電話092-472-2539 FAX092-472-2916



(参考1)

自動車検査証の有効期間の伸長措置

対象地域	対象となる有効期間の満了する日	伸長後の有効期間の満了する日
熊本県（八代市、人吉市、芦北町、津奈木町、錦町、相良村、山江村、球磨村、あさぎり町）	令和2年7月4日 ～9月3日	令和2年9月4日
大分県（日田市、由布市、九重町、玖珠町）	令和2年7月6日 ～9月3日	
岐阜県（高山市、中津川市、恵那市、飛騨市、郡上市、下呂市）	令和2年7月8日 ～9月3日	
熊本県（水俣市、上天草市、天草市、多良木町、湯前町、水上村、五木村）	令和2年7月4日 ～8月3日	令和2年8月4日
鹿児島県（阿久根市、出水市、伊佐市、長島町、鹿屋市、曾於市、志布志市、垂水市、薩摩川内市、いちき串木野市、大崎町）		
熊本県（荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、玉東町、南関町、長洲町、和水町、南小国町、小国町）	令和2年7月6日 ～8月3日	
福岡県（大牟田市、八女市、みやま市、久留米市）		
佐賀県（鹿島市）		
長野県（松本市、飯田市、伊那市、安曇野市、上伊那郡宮田村、下伊那郡阿南町、下伊那郡阿智村、下伊那郡下條村、下伊那郡売木村、木曾郡上松町、木曾郡南木曾町、木曾郡王滝村、木曾郡大桑村、木曾郡木曾町）	令和2年7月8日 ～8月3日	
島根県（江津市）	令和2年7月13日 ～8月3日	

(参考2) 参照条文

○ 道路運送車両法（昭和26年 法律第185号）（抜粋）

第61条の2 国土交通大臣は、一定の地域に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者が、天災その他やむを得ない事由により、継続検査を受けることができないと認めるときは、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間を、期間を定めて伸長する旨を公示することができる。

2 前項の公示があつた場合には、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間は、公示の定めるところにより伸長したものとみなす。

○ 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律

（平成八年法律第八十五号）（抄）

（行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置）

第3条 次に掲げる権利利益（以下「特定権利利益」という。）に係る法律、政令又は内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第七条第三項若しくは第五十八条第四項（宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十八条第一項において準用する場合を含む。）若しくは国家行政組織法（昭和三十二年法律第百二十号）第十二条第一項若しくは第十三条第一項の命令若しくは内閣府設置法第七条第五項若しくは第五十八条第六項若しくは宮内庁法第八条第五項若しくは国家行政組織法第十四条第一項の告示（以下「法令」という。）の施行に関する事務を所管する国の行政機関（内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法第三条第二項に規定する機関をいう。以下同じ。）の長（当該国の行政機関が内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項又は国家行政組織法第三条第二項に規定する委員会である場合にあっては、当該委員会）は、特定非常災害の被害者の特定権利利益であつてその存続期間が満了前であるものを保全し、又は当該特定権利利益であつてその存続期間が既に満了したものを回復させるため必要があると認めるときは、特定非常災害発生日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「延長期日」という。）を限度として、これらの特定権利利益に係る満了日を延長する措置をとることができる。

- 一 法令に基づく行政庁の処分（特定非常災害発生日以前に行ったものに限る。）により付与された権利その他の利益であつて、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの
- 二 法令に基づき何らかの利益を付与する処分その他の行為を当該行為に係る権限を有する行政機関（国の行政機関及びこれらに置かれる機関並びに地方公共団体の機関に限る。）に求めることができる権利であつて、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの

- 2 前項の規定による延長の措置は、告示により、当該措置の対象となる特定権利利益の根拠となる法令の条項ごとに、地域を単位として、当該措置の対象者及び当該措置による延長後の満了日を指定して行うものとする。
- 3 第一項の規定による延長の措置のほか、同項第一号の行政庁又は同項第二号の行政機関（次項において「行政庁等」という。）は、特定非常災害の被害者であって、その特定権利利益について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面により満了日の延長の申出を行ったものについて、延長期日までの期日を指定してその満了日を延長することができる。
- 4 延長期日が定められた後、第1項又は前項の規定による満了日の延長の措置を延長期日の翌日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、第1項の国の行政機関の長又は行政庁等は、同項又は前項の例に準じ、特定権利利益の根拠となる法令の条項ごとに新たに政令で定める日を限度として、当該特定権利利益に係る満了日を更に延長する措置をとることができる。
- 5 前各項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由がある場合における特定権利利益に係る期間に関する措置について他の法令に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

○ 国土交通省告示第736号（令和2年7月14日）

特定権利利益：道路運送車両法第71条の2第1項の規定に基づく限定自動車検査証の交付

対象者：令和2年7月豪雨に伴って道路運送車両法第61条の2第1項の規定に基づき自動車検査証の有効期間を伸長する旨の公示（以下「伸長公示」という。）をした運輸支局長が別に公示する地域内にその使用の本拠の位置が定められている自動車の使用者

延長後の満了日：伸長公示をした運輸支局長が当該伸長公示で定める自動車検査証の有効期間の満了日

特定権利利益：道路運送車両法第94条の5第1項の規定に基づく保安基準適合証及び保安基準適合標章の交付

対象者：伸長公示をした運輸支局長が別に公示する地域に事業場を置く道路運送車両法第94条の3第1項に規定する指定自動車整備事業者が当該事業場において交付した保安基準適合証及び保安基準適合標章を受領した者

延長後の満了日：伸長公示をした運輸支局長が当該伸長公示で定める自動車検査証の有効期間の満了日

（参考3）自動車検査証の有効期間を伸長した最近の例

- 令和2年7月豪雨災害による被害に伴い、島根県の一部地域に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間が令和2年7月13日から8月3日までの自動車について、令和2年8月4日まで自動車検査証の有効期間を伸長。
- 令和2年7月豪雨災害による被害に伴い、佐賀県の一部地域に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間が令和2年7月6日から8月3日までの自動車について、令和2年8月4日まで自動車検査証の有効期間を伸長。
- 令和2年7月豪雨災害による被害に伴い、鹿児島県の一部地域に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間が令和2年7月4日から8月3日までの自動車について、令和2年8月4日まで自動車検査証の有効期間を伸長。
- 令和2年7月豪雨災害による被害に伴い、熊本県の一部地域に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間が令和2年7月6日から8月3日までの自動車について、令和2年8月4日まで自動車検査証の有効期間を伸長。
- 令和2年7月豪雨災害による被害に伴い、岐阜県の一部地域に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間が令和2年7月8日から8月3日までの自動車について、令和2年8月4日まで自動車検査証の有効期間を伸長。
- 令和2年7月豪雨災害による被害に伴い、長野県の一部地域に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間が令和2年7月8日から8月3日までの自動車について、令和2年8月4日まで自動車検査証の有効期間を伸長。
- 令和2年7月豪雨災害による被害に伴い、大分県の一部地域に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間が令和2年7月6日から8月3日までの自動車について、令和2年8月4日まで自動車検査証の有効期間を伸長。
- 令和2年7月豪雨災害による被害に伴い、熊本県及び鹿児島県の一部地域に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間が令和2年7月4日から同年8月3日までの自動車について、令和2年8月4日まで自動車検査証の有効期間を伸長。
また、福岡県の一部地域に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間が令和2年7月6日から同年8月3日までの自動車について、令和2年8月4日まで自動車検査証の有効期間を伸長。
- 令和2年7月豪雨災害による被害に伴い、熊本県及び鹿児島県の一部地域に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間が令和2年7月4日から同年7月19日までの自動車について、令和2年7月20日まで自動車検査証の有効期間を伸長。
- 令和2年5月新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間が延長されたことに伴い、自動車検査証の有効期間が令和2年6月1日から6月30日までの自動車について、全国一律に令和2年7月1日まで自動車検査証の有効期間を伸長。
- 令和2年4月新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等緊急事態措

置を実施すべき区域として追加された全国の都道府県（令和2年4月7日付けの運輸支局長公示により既に対象となっている7都府県を除く）に使用の本拠を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間が令和2年4月17日から5月31日までの自動車について、令和2年6月1日まで自動車検査証の有効期間を伸長。

- 令和2年4月新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県）に使用の本拠を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間が令和2年4月8日から5月31日までの自動車について、令和2年6月1日まで自動車検査証の有効期間を伸長。
- 令和2年2月新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、自動車検査証の有効期間が令和2年2月28日から3月31日までの自動車について、全国一律に令和2年4月30日まで自動車検査証の有効期間を伸長。

（参考4）九州運輸局熊本運輸支局長の公示
九州運輸局大分運輸支局長の公示

公 示

令和2年7月豪雨災害を受け、自動車検査証、保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定自動車検査証の有効期間を下記のとおりとすることとしたので公示する。

記

1. 道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、4. 対象地域に使用の本拠の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和2年7月4日から同年9月3日までのものは、令和2年9月4日をもって満了するものとする。
2. 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年6月14日法律第85号）第3条の規定及び延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する告示（令和2年7月14日国土交通省告示第736号）に基づき、4. 対象地域に事業場を置く道路運送車両法第94条の3第1項に規定する指定自動車整備事業者が当該事業場において交付した保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間の満了する日が令和2年7月6日から令和2年9月3日までのものは、令和2年9月4日をもって満了するものとする。
3. 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年6月14日法律第85号）第3条の規定及び延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する告示（令和2年7月14日国土交通省告示第736号）に基づき、4. 対象地域に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者で、限定自動車検査証の交付を受けている場合であって、当該限定自動車検査証の有効期間の満了する日が令和2年7月6日から令和2年7月17日までのものは、令和2年9月4日をもって満了するものとする。
4. 対象地域
八代市、人吉市、芦北町、津奈木町、錦町、相良村、山江村、球磨村、あさぎり町

令和2年7月31日

九州運輸局 熊本運輸支局長

公 示

令和2年7月豪雨災害を受け、自動車検査証、保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定自動車検査証の有効期間を下記のとおりとすることとしたので公示する。

記

1. 道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、4. 対象地域に使用の本拠の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和2年7月6日から同年9月3日までのものは、令和2年9月4日をもって満了するものとする。
2. 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年6月14日法律第85号）第3条の規定及び延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する告示（令和2年7月14日国土交通省告示第736号）に基づき、4. 対象地域に事業場を置く道路運送車両法第94条の3第1項に規定する指定自動車整備事業者が当該事業場において交付した保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間の満了する日が令和2年7月6日から令和2年9月3日までのものは、令和2年9月4日をもって満了するものとする。
3. 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年6月14日法律第85号）第3条の規定及び延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する告示（令和2年7月14日国土交通省告示第736号）に基づき、4. 対象地域に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者で、限定自動車検査証の交付を受けている場合であって、当該限定自動車検査証の有効期間の満了する日が令和2年7月6日から令和2年7月20日までのものは、令和2年9月4日をもって満了するものとする。
4. 対象地域
日田市、由布市、九重町、玖珠町

令和2年7月31日

九州運輸局 大分運輸支局長